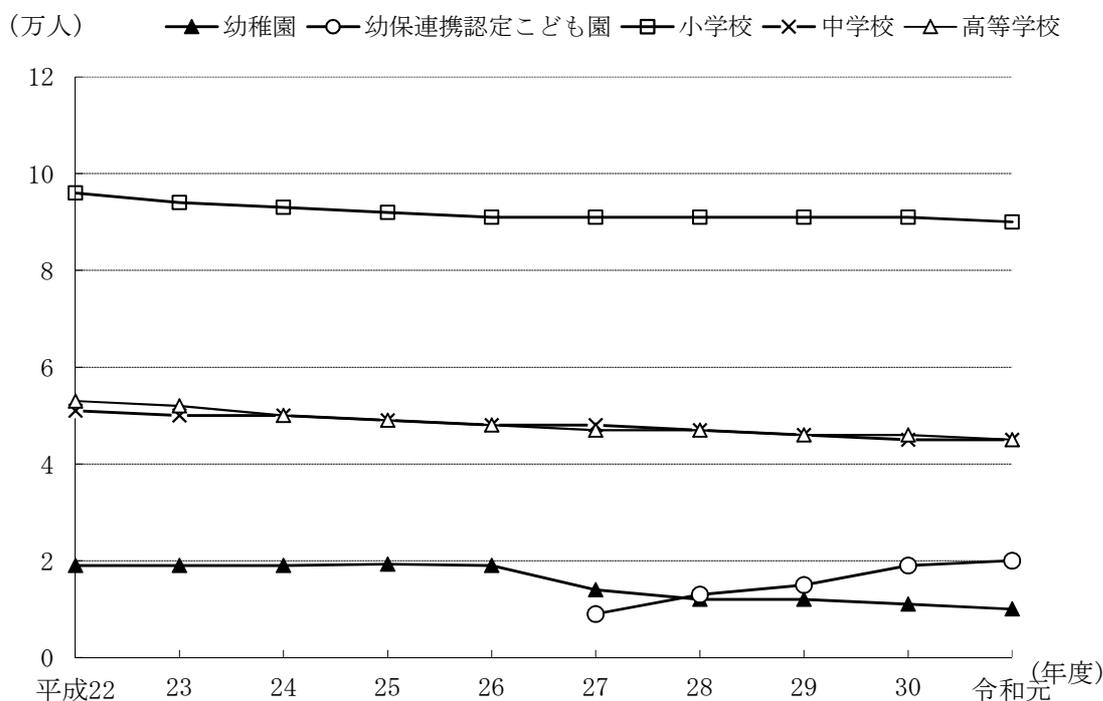


第3章 教育

1 本県の教育人口

(1) 年次別推移



※：幼保連携型認定こども園は平成27年度から調査開始

資料：令和元年度学校基本統計（学校基本調査報告書）

(2) 学校数及び生徒数

単位：（校，人）

（令和元年5月1日現在）

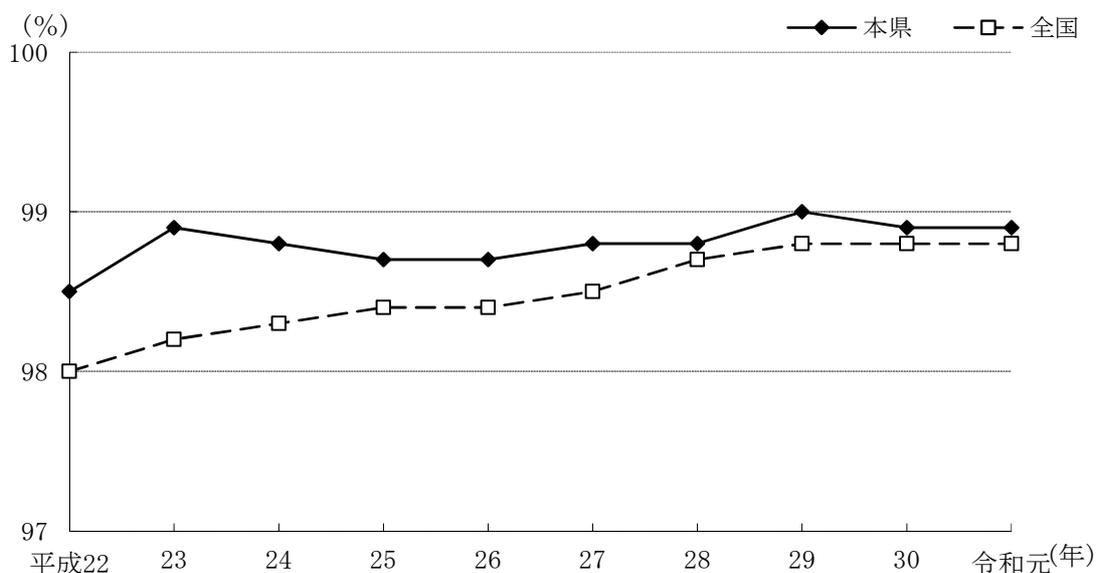
区分	学校数	児童・生徒・学生数		
		男	女	計
小学校	515	46,391	44,072	90,463
中学校	232	23,262	21,671	44,933
義務教育学校	3	339	302	641
高等学校	89	22,427	22,554	44,981
通信教育	4	4,970	5,268	10,238
特別支援学校	17	1,532	839	2,371
幼稚園	150	5,164	5,037	10,201
幼保連携型認定こども園	195	10,469	9,994	20,463
専修学校	42	3,079	3,823	6,902
各種学校	4	28	63	91
大学	6	10,602	6,531	17,133
短期大学	4	135	1,979	2,114
高等専門学校	1	933	137	1,070
計	1,262	129,331	122,270	251,601

資料：令和元年度学校基本統計（学校基本調査報告書）

文部科学省「学校基本調査報告書」

2 進路状況

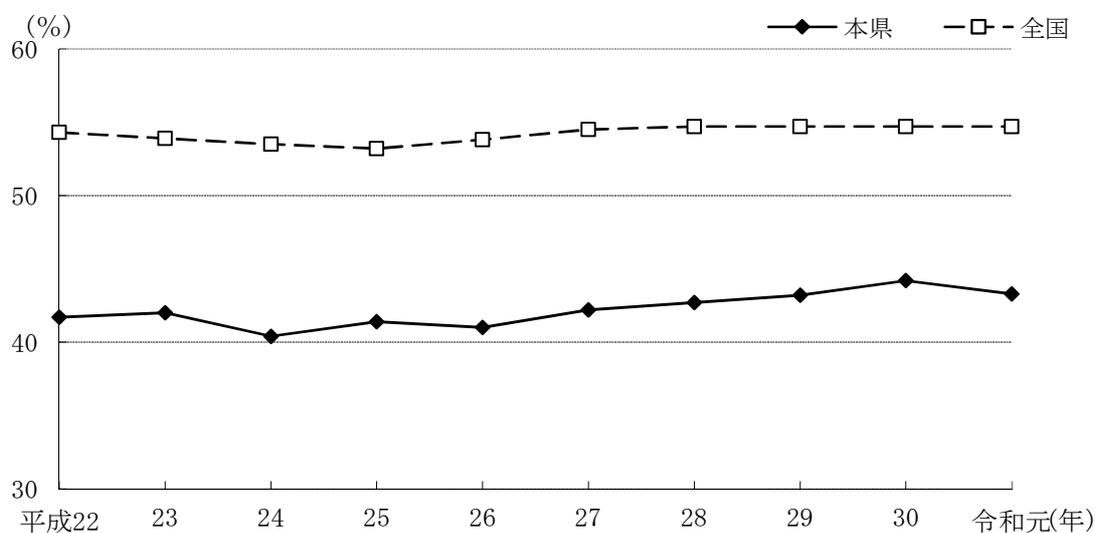
(1) 中学校卒業者の進学率の推移



年	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
本県	98.5	98.9	98.8	98.7	98.7	98.8	98.8	99.0	98.9	98.9
全国	98.0	98.2	98.3	98.4	98.4	98.5	98.7	98.8	98.8	98.8

資料：令和元年度学校基本統計（学校基本調査報告書）

(2) 高等学校卒業者の進学率の推移



年	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
本県	41.7	42	40.4	41.4	41	42.2	42.7	43.2	44.2	43.3
全国	54.3	53.9	53.5	53.2	53.8	54.5	54.7	54.7	54.7	54.7

資料：令和元年度学校基本統計（学校基本調査報告書）

平成31年3月の中学校卒業者の進学率は、98.9%（前年98.9%）で全国の進学率を0.1ポイント上回っている。

また、高等学校では、43.3%（前年44.2%）で全国の進学率を11.4ポイント下回っている。

3 いじめの状況（公立・私立学校）

単位：件数

年 度		26	27	28	29	30
本 県	小学校	2,183	3,264	3,950	3,528	5,456
	中学校	2,034	1,865	1,370	1,227	1,564
	高 校	840	917	674	672	674
	特別支援	37	31	48	35	28
	合 計	5,094	6,077	6,042	5,462	7,722
全 国	小学校	121,648	150,930	234,857	312,487	422,345
	中学校	51,200	59,065	70,526	79,650	96,762
	高 校	9,181	12,652	12,733	14,584	17,637
	特別支援	956	1,248	1,617	1,928	1,924
	合 計	182,985	223,895	319,733	408,649	538,668

資料：文部科学省「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

※ 小学校には義務教育学校前期課程，中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程，高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

※ いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 不登校の状況

(1) 年次推移 (公立・私立学校における年間30日以上欠席者)

(単位：人，%)

年 度	26	27	28	29	30
本 県 小 学 校	225	289	307	294	427
	(0.25)	(0.32)	(0.34)	(0.33)	(0.47)
全 国 小 学 校	25,084	27,510	30,351	34,945	44,717
	(0.40)	(0.42)	(0.47)	(0.54)	(0.70)
本 県 中 学 校	1,317	1,480	1,443	1,400	1,531
	(2.91)	(3.13)	(3.10)	(3.07)	(3.41)
全 国 中 学 校	93,142	98,025	102,839	108,572	119,215
	(2.92)	(2.85)	(3.03)	(3.27)	(3.67)
本 県 高 等 学 校	718	1,014	978	996	1,035
	(2.19)	(2.21)	(2.15)	(2.20)	(2.31)
全 国 高 等 学 校	41,555	49,520	71,473	49,584	52,661
	(1.81)	(1.49)	(2.16)	(1.51)	(1.63)

上段；不登校児童生徒数

下段；全在籍者対比

資料：文部科学省「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

※ 小学校には義務教育学校前期課程，中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程，高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

※ 不登校とは，何らかの心理的，情緒的，身体的，あるいは社会的要因・背景により，児童生徒が登校しないあるいは登校したくともできない状況にあること（ただし，病気や経済的な理由によるものを除く。）をいう。また，不登校児童生徒数とは，不登校で30日以上欠席した児童生徒数とする。

(2) 不登校の要因 (公立)

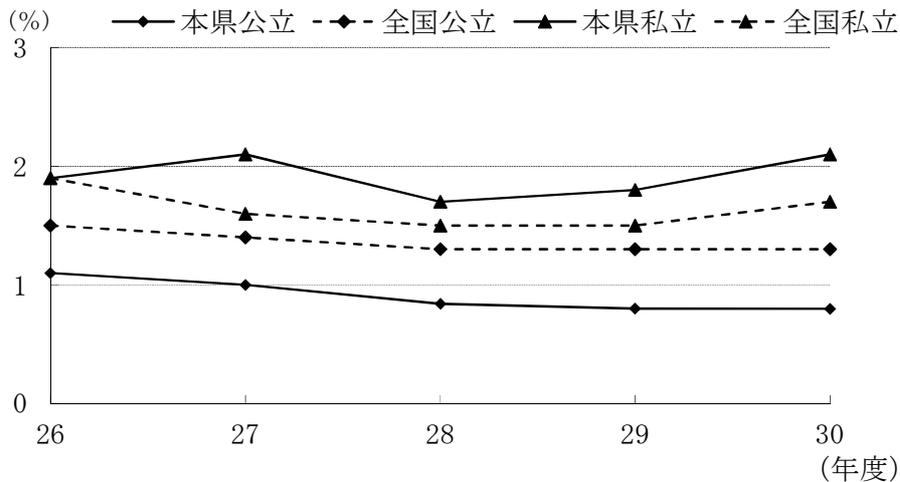
(単位：人、% (括弧内は計に占める割合))

区分 分類	児童 生徒別 数	学校に係る状況									家庭 に係る 状況	左記 に該 当なし
		い じめ	関 係 い じ め を 除 く 友 題 人	教 職 員 と の 関 係 を め ぐ る 問 題	学 業 の 不 振	進 路 に 係 る 不 安	ク ラ ブ 活 動 等 へ の 不 適 応	学 校 の 決 ま り 等 を め ぐ る 問 題	入 学 、 転 編 入 学 、 進 級 時 の 不 適 応			
小学校	「学校における人間関係」に課題を抱えている	65 (15.2)	1 (100.0)	48 (53.3)	16 (57.1)	4 (7.1)	2 (16.7)	0 (0.0)	1 (6.7)	2 (10.0)	17 (6.8)	1 (2.2)
	「あそび・非行」の傾向がある。	4 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.2)	1 (2.2)
	「無気力」の傾向がある。	130 (30.4)	0 (0.0)	8 (8.9)	5 (17.9)	19 (33.9)	3 (25.0)	0 (0.0)	3 (20.0)	5 (25.0)	99 (39.4)	8 (17.4)
	「不安」の傾向がある。	140 (32.8)	0 (0.0)	33 (36.7)	6 (21.4)	25 (44.6)	7 (58.3)	0 (0.0)	8 (53.3)	11 (55.0)	66 (26.3)	23 (50.0)
	「その他」	88 (20.6)	0 (0.0)	1 (1.1)	1 (3.6)	8 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (20.0)	2 (10.0)	66 (26.3)	13 (28.3)
計	427 <+133>	1 <+0>	90 <+30>	28 <+14>	56 <+25>	12 <+8>	0 <+0>	15 <+6>	20 <+13>	251 <+87>	46 <-9>	
中学校	「学校における人間関係」に課題を抱えている	341 (22.8)	0 (0.0)	246 (56.4)	14 (46.7)	35 (13.7)	7 (9.5)	11 (47.8)	3 (8.3)	15 (18.3)	32 (6.3)	10 (4.5)
	「あそび・非行」の傾向がある。	35 (2.3)	0 (0.0)	1 (0.2)	2 (6.7)	9 (3.5)	3 (4.1)	2 (8.7)	10 (27.8)	1 (1.2)	19 (3.8)	4 (1.8)
	「無気力」の傾向がある。	503 (33.6)	0 (0.0)	45 (10.3)	4 (13.3)	128 (50.0)	35 (47.3)	2 (8.7)	7 (19.4)	21 (25.6)	234 (46.3)	82 (36.8)
	「不安」の傾向がある。	372 (24.9)	0 (0.0)	123 (28.2)	6 (20.0)	65 (25.4)	27 (36.5)	8 (34.8)	8 (22.2)	22 (26.8)	116 (23.0)	41 (18.4)
	「その他」	245 (16.4)	0 (0.0)	21 (4.8)	4 (13.3)	19 (7.4)	2 (2.7)	0 (0.0)	8 (22.2)	23 (28.0)	104 (20.6)	86 (38.6)
計	1,496 <+127>	0 <+0>	436 <-9>	30 <+2>	256 <+41>	74 <+38>	23 <+2>	36 <+1>	82 <+3>	505 <+57>	223 <+43>	
高等学校	「学校における人間関係」に課題を抱えている	130 (17.2)	0 (0.0)	103 (63.2)	9 (52.9)	8 (5.9)	8 (7.1)	10 (38.5)	4 (12.5)	12 (7.6)	10 (6.8)	2 (1.3)
	「あそび・非行」の傾向がある。	30 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (3.0)	3 (2.7)	1 (3.8)	13 (40.6)	5 (3.2)	3 (2.0)	8 (5.0)
	「無気力」の傾向がある。	260 (34.4)	0 (0.0)	16 (9.8)	0 (0.0)	74 (54.8)	30 (26.8)	8 (30.8)	12 (37.5)	77 (48.7)	60 (40.8)	50 (31.4)
	「不安」の傾向がある。	224 (29.6)	0 (0.0)	37 (22.7)	8 (47.1)	43 (31.9)	64 (57.1)	7 (26.9)	3 (9.4)	55 (34.8)	44 (29.9)	36 (22.6)
	「その他」	112 (14.8)	0 (0.0)	7 (4.3)	0 (0.0)	6 (4.4)	7 (6.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (5.7)	30 (20.4)	63 (39.6)
計	756 <+38>	0 <-1>	163 <+29>	17 <-3>	135 <-23>	112 <+6>	26 <+1>	32 <-2>	158 <+14>	147 <+13>	159 <+28>	

平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果 (鹿児島県公立学校)

5 高等学校の中途退学の状況

(1) 年次別推移



(単位：人, %)

年度	26	27	28	29	30
本県公立	349 (1.1)	332 (1.0)	252 (0.8)	247 (0.8)	244 (0.8)
全国公立	33,982 (1.5)	31,083 (1.4)	29,963 (1.3)	28,929 (1.3)	28,513 (1.3)
本県私立	272 (1.9)	295 (2.1)	238 (1.7)	249 (1.8)	305 (2.1)
全国私立	19,366 (1.9)	18,136 (1.6)	17,617 (1.5)	17,822 (1.5)	20,039 (1.7)

() は退学率

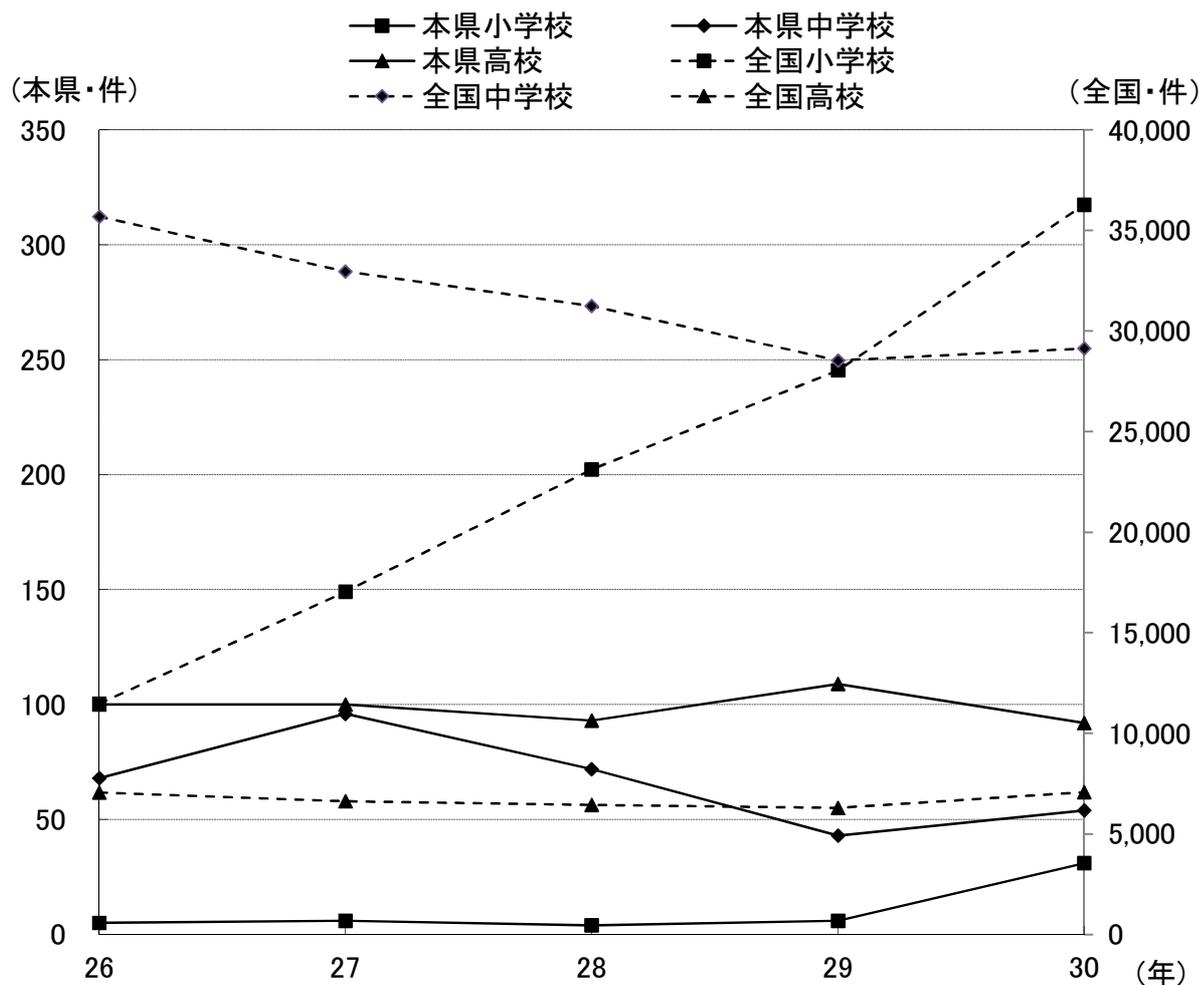
資料：文部科学省「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(2) 中途退学の主な理由

	人数	(%)	全国 (%)
学業不振	4	1.6	7.8
学校生活・学業不適応	57	23.4	34.2
もともと高校生活に熱意がない	21	8.6	12.0
授業に興味湧かない	6	2.5	4.2
人間関係がうまく保てない	14	5.7	7.2
学校の雰囲気合わない	10	4.1	5.2
その他	6	2.5	5.7
進路変更	140	57.4	35.3
別の高校への希望	32	13.1	16.0
専修・各種学校への入学希望	4	1.6	1.3
就職希望	71	29.1	9.7
高卒程度認定試験受験希望	14	5.7	3.3
その他	19	7.8	5.1
病気・けが・死亡	19	7.8	4.3
経済的理由	1	0.4	2.0
家庭の事情	16	6.6	4.2
問題行動等	5	2.0	3.8
その他の理由	2	0.8	8.4
計	244		

資料：文部科学省「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」
(鹿児島県公立学校)

6 暴力行為の状況(公立・私立学校)



(単位：件数)

年 度		26	27	28	29	30
本 県	小学校	5	6	4	6	31
	中学校	68	96	72	43	54
	高 校	100	100	93	109	92
	合 計	173	202	169	158	177
全 国	小学校	11,472	17,043	23,120	28,051	36,278
	中学校	35,683	32,963	31,235	28,533	29,133
	高 校	7,056	6,622	6,444	6,295	7,076
	合 計	54,211	56,628	60,799	62,879	72,487

資料：文部科学省「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

※ 小学校には義務教育学校前期課程，中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程，高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

※ 暴力行為とは，「対教師暴力」，「生徒間暴力」，「対人暴力」，「器物損壊」を合わせたものである。